

【コメント】

エドワード J.シュルツ氏の報告によせて

高橋 昌明

神戸大学

シュルツ氏の報告に対し、以下三つ点について意見を述べたい。

第一点は、高麗科挙制の役割と評価、についてである。シュルツ氏は、高麗の文官支配において、科挙制や儒教の果たした役割を高く評価している。

高麗王朝の創始期、新羅末の内乱で、血統による特権的身分制である骨品制コルプムジエがくずれ、それまで政界上層への進出が阻まれていた王京の一般貴族や地方豪族が、新しい支配層として登場してきた。第四代国王・光宗クワンジョンは、建国の功臣を含め王権に従わない中央の特権貴族たちを容赦なく粛清するかたわら、官僚に幅広く人材を登用しようとして、958年科挙制を施行した。しかし、この時期の科挙制は、なお限定された役割にとどまる。蔭叙の制により、高官の子弟には、科挙を経ずに官職を授与される特権が認められていたからである。以後、高麗支配層の中心になったのは、光宗改革に抵抗し、新羅の貴賤秩序の復活・再生産に努めた門閥貴族層だった。

高麗王朝初期、政治と軍事は一体で、まだ支配層の文班ムンバンと武班ムバンへの分化は見られなかったが、10世紀末の成宗朝以降両班制度が確立する。有力家門は両班のいずれかに所属し、世襲の権利と義務を有したので、文班が文官職を、武班は武官職を世襲した。そして全官吏は文武班を問わず九品から一品に至る共通の品秩（位と俸禄）編制に統合され、官階上の上下はあったが、たてまえとしては班の差別は存在しなかった。

ところが、現実には武臣は文臣よりも政治的に下位に置かれた。この両者を隔てる壁や厳存する差別は、それぞれの班に所属する家門の社会的身分の上下にもとづく。つまり、文班は家門・門閥面で上位にある貴族出身者がなり、武班は「門地賤微」「系本寒微」などといわれるように、一般民衆やそれ以下の身分の出身者から起用された。そこでは、中国のように文と武に対する評価の差が政治・社会上の優劣を生みだしているのではなく、逆にすでにある身分の懸隔が、文武の優劣を創り出していたのである¹。

文の上位を説明する儒教的教養は、中国の権威を背景に、門閥貴族層の特権と武班を構成する家門への差別を、合理化する役割を果たしたことになる。科挙もそのため手段となった²。それは、唐代科挙が、新しい官僚層を生み出す一方、貴族の子弟の合格によって、貴族層の地位のテコ入れにも役だった事実と、あい通ずるものがある³。

そもそも高麗期の儒教は、仏教と共存した儒教であり、哲学を仏教にまかせ、主に詩文の才を政治・外交面で発揮するものだった。だから、その本格化は、元を通じて朱子学が伝播し支配思想となった、朝鮮王朝期まで降るのである⁴。

第二の疑問として、シュルツ氏は「文官至上主義を要求する中国を規範とした高麗は、長期

間にわたる安定を維持し、その間、軍隊の地位は着実に低下した」という。これは事実であろうか。

例えば、田柴科は、官僚の生活を保証するため、科（ランク）に応じて田地と柴地（燃料採集地）を支給する制度だが、職階を基準に見ると、武班の待遇は998年改定の田柴科より、1076年改定のそれの方がより改善されている。たとえば、正三品職である文班の六尚書は、1076年の改定でも第四科のまま変更がなかったのにたいし、同じく正三品職である二軍六衛の上将軍は、998年に第五科であったものが、1076年には第三科へと上昇し、対等を超えて武班の方が優遇されるにいたった。政治的にも1016年以降、武臣の強い要求であった武班による文班職兼帯が進み、上将軍が、閑職とはいえ正二品職の尚書左右僕射のような高位の文班職を兼帯する例も見られるようになった⁵。

これらは、武臣や軍人への差別・冷遇への怒りから起こった1014年のクーデタ（第一次武臣政権）の衝撃や、契丹・女真など北方異民族との絶え間ない抗争・緊張が彼らの存在意義を高めたこと、および宮院内権力闘争で国王や文班貴族が武臣を利用しようとしたこと、などがもたらした結果である。こうして、武臣の待遇は確実に改善し、実力の上昇が見られた。

たしかに、シュルツ氏も指摘するように、第一八代国王・毅宗の時代、武臣を文臣の護衛兵なみに扱ったり、年若い文臣が老将軍を手酷く侮辱するなどの事件が起こり、1170年の二度目の武臣反乱の引き金になっている。しかし、これらは、武臣の台頭によって、自らの特権を脅かされると感じた文臣の反発にもとづくもの、と考えるべきであって、氏や他の多くの論者が考えるように、武臣の地位が低下した結果ではない。

第三に高麗武臣政権と日本の武家政権の違いについて。

日本で平氏政権が誕生、ついで鎌倉幕府が成立した同じ時期、高麗でも武臣の政権（第二次武臣政権）が続いた。その盛期は62年に及ぶ崔氏四代の時代（1196～1258年）である。政権を争った有力武臣は、政治・経済の力を背景に、門客（より自由な結合関係にある従者）・家僮（隷属的な従者）を集め、私兵集団を形成した。この私兵組織を都房という。最大の都房は、ライバルを倒して独裁政権を樹立した崔氏初代崔忠献のそれで、三千人からなる私兵が六番に編成（最終的には三六番）され、日替わりで主人の私邸に宿直した⁶。

1170年の武臣クーデタ以後、武臣たちは重房⁷を国家の最高機関にし、集団執権の体制をとっていたが、崔忠献は、むしろその弱体化を進めた。代わって行政の中核機関になったのが、彼の私邸に設置された教定都監である。この機関の長である教定別監は、以後武臣政権の終末まで政権担当者の地位を示すものになった⁸。崔氏二代の崔怡（璃）の代に至り、政房⁹や書房¹⁰が新設され、都房の改編と教定別監を側近で補佐・警護する機能を持つ親侍組織の強化も行われ、これらを下部機構とする教定都監体制が形成された。韓国史学界では、この機構が「幕府¹¹」的性格を持つとする見解が有力である。

ところで、シュルツ氏は、武臣政権期の政治を「同時期の日本における発展と非常に類似していた」という。これは日本の史実に照らして必ずしも適切な評価ではない。

武臣政権・教定都監体制と日本の武人政権を比較すると、つぎのようなことがいえる。まず武臣の都房については、平氏や頼朝の御家人組織と対比できる。ただし、武臣たちは権力奪取

時はまだ中央軍の兵卒たちに頼り、権力と富を蓄えた上で、はじめて私兵集団と名のつくものを持ち得た¹²。これに対し、日本の源平の軍事貴族は以前から一定数の従者をかかえていた。とはいえ、日本でも武家の権力掌握以後、家人組織が飛躍的に拡大したのだから、それをあまり強調するのは適当でない。

それから、武臣と都房の私兵の間には、御恩にあたる土地給与の事実が確認できない。日本では、頼朝の挙兵以降、御家人に恩賞として所領を与える方式が始まる。主従制と恩貸地制の結合という封建制の重要要件の有無は、彼我の重要な相違点であろう。

教定都監は、旧来の国家機関に吸着し、それを通して人事・行財政などを掌握する政治機構だった。鎌倉幕府は違う。頼朝は、クーデタによって朝廷を直接占拠した平氏の失敗に学び、軍事警察以外の朝廷の政務への不介入を、政治路線の基本とした。また幕府は、南関東の反乱軍勢力として出発し、内乱中の1183年、東日本諸国を行政的に支配する東国政権として公認される。この二つの理由から、幕府は王朝政府やその都から距離を置いた半ば独立の権力となった。

旧国家機構との距離でいえば、高麗では都堂^{トダン}¹³・重房といった旧来の重臣会議に、崔氏執権やその代理人が正規メンバーとして参加した。日本の場合武家権力の首長たる鎌倉殿は、右大将や右大臣の要職に就いたが、都で開かれる国政審議のための上級貴族の会議に出席した例はついぞない。

教定別監が国王より「国家への違法・不法」の調査糾明を命ぜられた史料がある。だが、教定都監は単なる軍事警察権力ではなく、それを含めた政務全般に及んでいた。だから教定都監の下部機構には、シュルツ氏も指摘するように、多くの文官スタッフが組織されねばならなかった。

一方、幕府はもっぱら国家の軍事警察部門を担当する軍事組織であり、その機関も御家人統率のための侍所、同じく御家人などの訴訟を所管する問注所、鎌倉殿の家政機関であり、本拠である鎌倉の御家人以外の社会の中間層および庶民の訴訟を担当する政所などからなる。御家人には、将軍家の家政処理や訴訟担当の若干の文人が含まれているが、軍事団体という幕府の本質からして、当然大多数は武士であり、文人の評価も決して高くなかった¹⁴。

崔氏の私兵組織は、崔氏執政の身辺護衛組織の域を出ない。だから国家の公的軍事力は、形骸化した二軍六衛に代わる新たな中央軍組織、すなわち三別抄^{サムビョルチョ}¹⁵として別に再建されなければならなかった。それに対し、幕府の御家人は、鎌倉にあって鎌倉殿の身辺を護衛するとともに、京都大番役のような王権とその王宮を輪番で警衛する役を務めねばならなかった。つまり鎌倉殿に忠誠を誓う私兵集団が、そのまま全体として国家の公的軍事組織であったのである。

日本の幕府と崔氏政権の類似性は重要かつ興味深い論点であるが、以上述べてきたように、双方の間には、国制上の位置と政治的役割の面で、かなり大きな違いがあることを正確に認識せねばならないのである。

注

- 1 高麗王朝の文班と武班については、辺太燮「高麗朝の文班と武班」『高麗政治制度史研究』一潮閣（ソウル）、1971年を参照。
- 2 高麗期に科挙や儒教的教養の果たした役割については、北村明美氏の教示による。
- 3 中国の科挙については、村上哲見『科挙の話—試験制度と文人官僚』講談社、1980年や平田茂樹『科挙と官僚制』山川出版社、1997年などを参照。
- 4 姜在彦『朝鮮儒教の二〇〇〇年』朝日新聞社、2001年。
- 5 注（1）辺論文
- 6 金鐘国「高麗武臣政権の特質に関する一考察」『朝鮮学報』21・22号、1961年。
- 7 高麗中央の正規軍（二軍六衛）を京軍というが、その上將軍・大將軍（正・副指揮官）は、重房と呼ばれる合議機関を持っていた。しかし、その権力は文臣で構成される都堂にはるかに及ばなかった。高麗の軍制については、李基白『高麗兵制史研究』一潮閣（ソウル）、1968年を参照。
- 8 教定都監の体制については、曹圭泰「崔氏武人政権と教定都監」洪承基編『高麗武人政権研究』西江大学校出版部（ソウル）、1995年によった。
- 9 政房とは、文武の官僚人事の執行にあたる機関で、科挙出身の文人たちによって構成されていた。彼らは二省・六部の尚書、中枢院（軍政・軍令機関）の承宣、内侍院（内廷組織）の内侍等の職を兼ね、それを通して王朝の主要機構を掌握した。
- 10 書房は、崔氏の文客中の名儒で構成され、政治上の諮問に答えたり、崔氏執政に書・礼を教えたりした。文人組織でありながら崔氏の護衛にもあたる点が興味深い。
- 11 日本では武家政権の別称であるけれど、中国では、天子を輔佐する者や天子の委任を受けた者が、長官として府を開き部下を置く。野戦軍司令官の場合は府を帷幕で設営するので、これを幕府といった。そこから転じて一般官署の意味にも用いられた。
- 12 注(6)金論文。
- 13 中書門下省（宰府）と中枢院（枢府）をあわせて両府と呼び、国家の重大事を決定する際には、両府高官が合議して決議した。これを都堂（宰枢会議）という。
- 14 高橋昌明『武士の成立 武士像の創出』第一章、東京大学出版会、1999年
- 15 はじめ国内の盗賊を取り締まる目的で夜別抄（ヤビョルチョ）という部隊が設けられ、それが対モンゴル戦のため勢力を拡大し、三別抄（左右夜別抄・神義軍（シンウイグン））へと発展した。崔怡によって創設された。